積　合　せ　運　賃　・　料　金

適用開始日　２０２５年１月１日

2025年1月1日適用

Ⅰ. 基準運賃率表

距離 / 重量		50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	250kmまで	300kmまで	350kmまで
10kgまで		1,370	1,410	1,430	1,430	1,450	1,450	1,470
20kgまで		1,510	1,560	1,600	1,640	1,660	1,670	1,700
30kgまで		1,660	1,690	1,730	1,790	1,830	1,860	1,890
40kgまで		1,820	1,850	1,950	2,020	2,090	2,150	2,210
60kgまで		1,950	1,990	2,120	2,220	2,340	2,430	2,510
80kgまで		2,220	2,310	2,470	2,630	2,770	2,920	3,050
100kgまで		2,510	2,610	2,820	3,040	3,220	3,400	3,570
120kgまで		2,790	2,920	3,180	3,410	3,640	3,880	4,040
140kgまで		3,090	3,220	3,530	3,830	4,090	4,370	4,590
160kgまで		3,370	3,540	3,880	4,220	4,530	4,830	5,080
180kgまで		3,630	3,850	4,220	4,620	4,980	5,300	5,570
200kgまで		3,770	4,050	4,440	4,820	5,250	5,540	5,790
250kgまで		4,380	4,670	5,180	5,700	6,140	6,560	6,960
300kgまで		5,070	5,460	6,070	6,630	7,210	7,700	8,230
350kgまで		5,700	6,200	6,920	7,520	8,280	8,880	9,390
400kgまで		6,400	6,960	7,790	8,620	9,370	10,050	10,710
450kgまで		7,080	7,730	8,650	9,550	10,430	11,210	11,970
500kgまで		7,760	8,470	9,490	10,420	11,500	12,340	13,160
550kgまで		8,440	9,260	10,400	11,490	12,580	13,520	14,460
600kgまで		9,130	10,020	11,260	12,340	13,650	14,680	15,710
650kgまで		9,790	10,760	12,040	13,420	14,740	15,850	16,960
700kgまで		10,470	11,500	12,970	14,360	15,780	17,000	18,200
750kgまで		11,170	12,260	13,840	15,320	16,850	18,170	19,480
800kgまで		11,840	13,000	14,680	16,290	17,930	19,330	20,700
850kgまで		12,500	13,780	15,550	17,260	19,000	20,480	21,960
900kgまで		13,190	14,500	16,430	18,220	20,040	21,650	23,220
950kgまで		13,850	15,290	17,290	19,170	21,150	22,800	24,470
1000kgまで		14,520	16,030	18,140	20,160	22,220	23,990	25,710
1,000kgを超え100kgまでごとの加算額	1tを超え4tまで	857	1,079	1,385	1,668	1,953	2,133	2,314
	4tを超えるもの	419	510	651	769	960	1,108	1,247

1. 1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、
それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。
2. 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額（以下「基準運賃」という。）
にその10パーセントを加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10パーセントを減額した額とする。

2025年1月1日適用

Ⅰ. 基準運賃率表

距離 / 重量		400kmまで	450kmまで	500kmまで	550kmまで	600kmまで	650kmまで	700kmまで
10kgまで		1,470	1,560	1,560	1,580	1,580	1,590	1,590
20kgまで		1,730	1,850	1,880	1,920	1,950	1,960	2,000
30kgまで		1,900	2,050	2,050	2,090	2,170	2,200	2,250
40kgまで		2,300	2,460	2,500	2,600	2,640	2,720	2,800
60kgまで		2,630	2,860	2,900	3,010	3,110	3,200	3,270
80kgまで		3,190	3,500	3,640	3,770	3,890	4,050	4,190
100kgまで		3,750	4,110	4,270	4,440	4,620	4,770	4,960
120kgまで		4,270	4,670	4,830	5,100	5,310	5,510	5,710
140kgまで		4,830	5,330	5,570	5,810	6,040	6,290	6,530
160kgまで		5,360	5,950	6,190	6,480	6,740	7,040	7,310
180kgまで		5,890	6,510	6,850	7,160	7,480	7,810	8,120
200kgまで		6,230	6,860	7,120	7,530	7,850	8,180	8,520
250kgまで		7,370	8,170	8,590	9,000	9,430	9,870	10,280
300kgまで		8,720	9,680	10,200	10,710	11,220	11,740	12,270
350kgまで		10,040	11,130	11,670	12,350	12,990	13,600	14,210
400kgまで		11,400	12,680	13,380	14,100	14,790	15,520	16,230
450kgまで		12,720	14,160	14,980	15,770	16,570	17,380	18,200
500kgまで		14,070	15,680	16,510	17,460	18,360	19,250	20,130
550kgまで		15,420	17,180	18,160	19,150	20,130	21,140	22,130
600kgまで		16,750	18,670	19,780	20,840	21,920	23,010	24,090
650kgまで		18,090	20,160	21,350	22,540	23,700	24,900	26,090
700kgまで		19,410	21,680	22,940	24,230	25,480	26,780	28,050
750kgまで		20,770	23,180	24,550	25,920	27,270	28,650	30,030
800kgまで		22,100	24,700	26,140	27,610	29,060	30,540	31,980
850kgまで		23,440	26,170	27,710	29,300	30,850	32,400	33,960
900kgまで		24,770	27,690	29,350	30,990	32,640	34,300	35,940
950kgまで		26,120	29,180	30,930	32,670	34,410	36,170	37,920
1000kgまで		27,450	30,710	32,530	34,370	36,200	38,060	39,890
1,000kgを超え100kgまでごとの加算額	1tを超え4tまで	2,493	2,811	2,998	3,190	3,377	3,567	3,756
	4tを超えるもの	1,449	1,691	1,840	2,033	2,205	2,372	2,544

1. 1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、
それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。
2. 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額（以下「基準運賃」という。）
にその10パーセントを加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10パーセントを減額した額とする。

2025年1月1日適用

Ⅰ．基準運賃率表

（単位：円）

距離 / 重量	750kmまで	800kmまで	850kmまで	900kmまで	950kmまで	1000kmまで	1000kmを超え100kmまでごとの加算額
10kgまで	1,610	1,610	1,720	1,720	1,720	1,730	19
20kgまで	2,020	2,060	2,180	2,190	2,260	2,270	59
30kgまで	2,290	2,340	2,500	2,550	2,580	2,620	81
40kgまで	2,860	2,900	3,120	3,190	3,260	3,350	141
60kgまで	3,380	3,440	3,710	3,810	3,900	3,960	184
80kgまで	4,290	4,440	4,780	4,940	5,050	5,200	276
100kgまで	5,130	5,310	5,740	5,910	6,090	6,260	355
120kgまで	5,880	6,120	6,620	6,820	7,020	7,260	428
140kgまで	6,770	7,040	7,640	7,890	8,130	8,390	515
160kgまで	7,600	7,900	8,570	8,880	9,150	9,450	592
180kgまで	8,450	8,730	9,500	9,840	10,190	10,520	673
200kgまで	8,870	9,200	10,010	10,370	10,730	11,080	715
250kgまで	10,730	11,130	12,120	12,570	13,010	13,460	890
300kgまで	12,780	13,300	14,480	15,020	15,560	16,110	1,086
350kgまで	14,820	15,420	16,820	17,460	18,080	18,740	1,284
400kgまで	16,920	17,620	19,200	19,950	20,700	21,430	1,482
450kgまで	19,000	19,800	21,580	22,400	23,270	24,090	1,681
500kgまで	21,040	21,950	23,920	24,860	25,840	26,760	1,876
550kgまで	23,140	24,090	26,280	27,350	28,370	29,420	2,075
600kgまで	25,200	26,280	28,660	29,790	30,930	32,060	2,273
650kgまで	27,250	28,440	31,040	32,250	33,490	34,730	2,473
700kgまで	29,320	30,580	33,390	34,730	36,050	37,380	2,669
750kgまで	31,400	32,750	35,750	37,180	38,630	40,040	2,867
800kgまで	33,450	34,940	38,120	39,650	41,180	42,730	3,066
850kgまで	35,520	37,080	40,470	42,110	43,740	45,370	3,264
900kgまで	37,610	39,240	42,850	44,580	46,290	48,030	3,462
950kgまで	39,680	41,410	45,190	47,030	48,840	50,700	3,658
1000kgまで	41,720	43,570	47,570	49,520	51,430	53,330	3,856
1,000kgを超え100kgまでごとの加算額 1tを超え4tまで	3,945	4,135	4,533	4,731	4,929	5,128	396
1,000kgを超え100kgまでごとの加算額 4tを超えるもの	2,716	2,885	3,201	3,381	3,559	3,739	355

1. 1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、
それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。
2. 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額（以下「基準運賃」という。）
にその10パーセントを加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10パーセントを減額した額とする。

Ⅱ．割　増　率　表

（1）品目割増

項　目	内容	割増率
易損品	1.　引越貨物 2.　ショーケース 3.　楽器類及びその部品又は付属品、精密機械、度量衡器及びその部品	2 割増
貴重品 高価品	1.　貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物自動車運送約款第 9 条第 1 項に掲げる貨物	10 割増
火薬類 発煙類 濃酸類	1.　火薬、爆薬、火工品（雷管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤）、その他これらに類するもの 2.　硝酸、硫酸、塩酸（酸類含有量 $\frac{1}{10}$以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く。）、沸化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	10 割増

（２）特大品割増

項　　目	割増率
1 個の長さ 4.5 メートル、重量 500 キログラム又は容積 2 立方メートルを超えるもの	2 割増

Ⅲ．　諸　料　金

1.集荷料又は配達料

(1)集荷又は配達の距離が 15 ｷﾛﾒｰﾄﾙを超え 20 ｷﾛﾒｰﾄﾙまでの間のものについては、50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを 170 円とし、50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに 170 円を加算する。

(2)集荷又は配達の距離が 20 ｷﾛﾒｰﾄﾙを超えるものについては、上記(1) による額に 5 ｷﾛﾒｰﾄﾙまでを増すごとに上記（1）により計算した額を加算する。

2.　再配達料

(1)再配達の距離が 15 ｷﾛﾒｰﾄﾙ以内のときは、50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまで　450 円
以上 50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　170 円

(2)15 ｷﾛﾒｰﾄﾙを超える場合は、(1)のほか 1.の配達料を加算する。

3.　移送料

(1)車側から 30 ﾒｰﾄﾙを超えるものについて
30 ﾒｰﾄﾙまで、50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　120 円

(2)縦持ちにあっては、50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまで 1 階を増すごとに　120 円

4.　地区割増料

(1)東京都特別区、大阪市
50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　150 円

(2)札幌市、仙台市、宇都宮市、川口市、さいたま市、千葉市、船橋市、川崎市、八王子市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市

50ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　110円
（該当都市については総務省住民基本台帳より前年末に人口50万人以上であった都市について、翌年4月1日より適用とする）

5．冬期割増料
(1) 北海道（11月16日から4月15日まで）
発送・到着ごとに1口50ｷﾛｸﾞﾗﾑまで　340円
以上50ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　150円
(2) 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県（12月1日から3月31日まで）
発送・到着ごとに1口50ｷﾛｸﾞﾗﾑまで　180円
以上50ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　50円

6．連絡運輸中継料
中継1回につき、50ｷﾛｸﾞﾗﾑまで　930円
以上50ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　210円

7．保管料
50ｷﾛｸﾞﾗﾑまで1日までごとに　90円

8．積込料及び取卸料
1時間ごとに　上限2,250円　下限1,350円
※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受
※作業員1人あたりの料金

9．待機時間料について
30分を超える場合において30分までごとに　上限1,670円　下限370円

10．貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲
荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引き取る旨の契約をした場合の運賃の減額について
(1)30ｷﾛｸﾞﾗﾑまで　120円
(2)30ｷﾛｸﾞﾗﾑを超え50ｷﾛｸﾞﾗﾑまで　140円
(3)50ｷﾛｸﾞﾗﾑを超えるものは50ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに　90円

Ⅳ．消費税導入に伴う運賃料金の加算
運賃料金総額×消費税法に基づく税率

Ⅴ．運賃料金適用方
（運賃の適用範囲）
1．この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。
ただし、宅配便として受託した貨物の運送であって、別途これに関する運賃を届出した場合には適用しません。
（運賃料金計算の基本）
2．運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。
（1口の意義）
3．1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集貨先、配達先、託送の時及び運賃支払方法が同じものをいいます。（営業所には荷扱所を含みます。以下同じ）
（運賃計算の方法）
4．運賃は、貨物の運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ。）の上下それぞれ10％の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運

賃に加減したうえで上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

（3）上記により計算された金額に、100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。

（運送距離の計算）

5．運送距離

（1）　貨物の発地から最寄りの営業所との間の行政区間のキロ程

（2）　発着営業所間の行政区間のキロ程

（3）　貨物着地から最寄りの営業所との間の行政区間のキロ程

(1)から(3)を合算した距離で計算します。

ただし、貨物の発地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当該地域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。

（経路が2以上ある場合の運送距離の計算）

6．貨物の運送の経路が2以上ある場合の運送距離計算は最短ｷﾛ程の経路によります。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。

（連絡運輸の場合の運送距離）

7．一般貨物自動車運送事業者で特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を通算して計算します。

（重量の計算）

8．貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、1立方ﾒｰﾄﾙを280ｷﾛｸﾞﾗﾑに換算します。

（割増率及び割引率の計算）

9．2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。

（品目別割増）

10．貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率によります。

（特大品割増）

11．貨物の長さ、重量又は容積が特に大きなときは所定の割増率を適用します。

（特約割引）

12．3ヵ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であって、特約（文書をもって運送契約を終結したものに限る。）したものについては15%以内の割引率を適応することができます。

（諸料金計算）

13．集貨又は配達料、移送料及び再配達料以外の諸料金には割引率は適用しません。

（2）割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上げます。

（集貨又は配達料）

14．貨物の集貨又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15ｷﾛﾒｰﾄﾙを超える部分については所定の集配料を収受します。

（再配達料）

15．荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。

（移送料）

16．貨物の引受け又は引渡しの際に、貨物を車側から30ﾒｰﾄﾙ以上横持ちし、又は建造物の上下2階目以上に縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りでありません。

（地区割増料）

17．貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）又は住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

（冬期割増料）

18．貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合は、所定の冬期割増料を収受します。

（連絡運輸中継料）

19．7 の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。

（保管料）

20．荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数（暦日）によって計算します。

（1） 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。

（2） 到着の場合は、荷受人に貨物の到着通知を発した日（到着通知不用の特約がある場合は、引渡し準備が終った日）の翌々日から引渡し当日までの日数。

（貨物の持込み又は引取り）

21．荷主が貨物を営業所に持ち込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合には、4 により計算した運賃から次の金額を減じます。

（1） 30 ｷﾛｸﾞﾗﾑまで	120 円
（2） 30 ｷﾛｸﾞﾗﾑを超え 50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまで	140 円
（3） 50 ｷﾛｸﾞﾗﾑを超えるものは 50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまでを増すごとに	90 円

（ﾊﾟﾚｯﾄ使用貨物）

22．-1 集貨先から配達先まで通してＪＩＳ規格のﾊﾟﾚｯﾄ（荷主側が提供したものに限ります。）を使用して運送する貨物については、50 ｷﾛｸﾞﾗﾑまでごとに 20 円を 4 により計算した運賃から減じます。

（積込料及び取卸料について）

-2 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又はと取卸料を収受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

（待機時間料について）

-3 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、１回の運送において２箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

（消費税導入に伴う運賃料金の加算方法）

23．運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

（2） 前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は 1 円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

24．運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。

① 距離、重量による運賃の計算

② 割増率、割引率適用の計算

③ 上・下 10％幅の適用計算

④ 4 の（3）による端数処理

⑤ 持込み、引取り及びﾊﾟﾚｯﾄ使用の減算
⑥ 諸料金（13 の（2）による端数処理を含む）の計算
⑦ 23 による加算の計算
⑧ 実費の計算

（実費負担）

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、運送保険の締結、その他の附帯業務に伴う費用は実費として収受します。
26. 貨物の運送に附帯して品代金を取立てた場合は実費を収受します。
27. 内配送料が発生する場合は、実費を収受します。
28. 貨物の発地、着地が離島の場合は、当社の定める金額を収受します。
29. 日祝日配達指定貨物については、当社の定める金額を収受します。
（年末年始等当社が定めた休業日は配達指定をお受けいたしません。）
30. フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）
運送区間中にフェリーボードを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\frac{\text{通常の使用車両の航送料+1 時間当り固定費} \times \text{航送所要時間}}{\text{最大積載量} \times \text{通常の積載効率}}$$

（その他）

31. この運賃及び料金の適用に関し、本適用方に定めない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取決め、又は慣習によることができます。